

令和6年3月20日の降雹による農作物等被害に係る
生活営農資金の知事特認要件

- 1 制度資金名 生活営農資金（和歌山県生活営農資金利子補給金交付要綱）
- 2 資金の種類 9号資金（知事特認）
- 3 融資対象者 令和6年3月20日の降雹により農作物等に被害を受けた農業者のうち、特に農業経営に深刻な影響があると市町村長が認めたもの
- 4 資金使途 農業経営の維持安定に必要な資金（運転資金）
- 5 貸付条件

(1) 貸付限度額	200万円又は被害金額のいずれか低い額
(2) 基準金利	2.35%
(3) 貸付利率	0%
(4) 県利子補給率	1.05%
農協・市町村	1.30%
(5) 償還期限	5年以内（うち据置期間2年以内）
(6) 融資率	100%以内
- 6 融資機関の受付期間 令和6年5月7日から令和6年9月30日まで